

ID: 3034

担当部署: 産業課

処分の概要	択伐計画の変更命令		
法令名 根拠条項	森林法 第34条の2第2項(第34条の3第2項(第44条において準用する場合を含む。))及び第44条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第34条の2第2項の規定による。 (保安林における択伐の届出等)</p> <p>第34条の2</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採立木材積又は伐採方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その択伐の計画を変更すべき旨を命じなければならない。</p>		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日